



訪問看護ステーション みのり

運 営 規 定 の 概 要

フリガナ	ホウモンカンゴステーション ミノリ							サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所名	訪問看護ステーション みのり								
所在地	〒943－0807							フリガナ	イケガメ ノリエ
	新潟県上越市春日山町1丁目5番5号							管理者氏名	池亀 法恵
連絡先	電話番号		025－520－7242					営業時間外 緊急連絡先	① 080－3308－7242
	FAX番号		025－520－7243						② 090－6655－7242
営業日	日	月	火	水	木	金	土	その他年間の休日	年末年始(12/29～1/4) お盆休暇(8/13～8/15) 国民の祝日 (振替え休日を含む)
	休	○	○	○	○	○	○		
営業時間	平日		8:30～17:30						
	土曜日		8:30～17:30						
営業時間外	電話での24時間連絡体制を整えてあります。(休日、夜間、緊急時も対応)								
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)					
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)					
通常の事業の実施地域				上越市 ※下記備考欄の区は除く					
				備考	安塚区・浦川原区・大島区・柿崎区・大潟区・吉川区・中郷区 ・板倉区・名立区				

従 業 者 の 勤 務 体 制

職 種	員 数	
	常 勤	非 常 勤
看 護 師	3	2

秘 密 の 保 持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及び家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ることとします。

苦 情 処 理 の 体 制

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況

苦情処理の窓口を以下のとおり設置する。

- | | | |
|----------|-------------------------------------|-------------------|
| ① 窓口設置場所 | 住 所： | 新潟県上越市春日山町1丁目5番5号 |
| | 事 業 所 名： | 訪問看護ステーション みのり |
| | 電 話 番 号： | 025-520-7242 |
| | 携 帯 電 話 番 号： | 080-3308-7242 |
| ② 窓口開設時間 | 午前9時00分～午後5時30分 | |
| ③ 対応者職氏名 | 役職名：管理者 | 氏名：池亀 法恵 |
| ④ その他 | 事業所の休日及び窓口開設時間外は看護師が当番制で携帯電話にて対応する。 | |

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

(1) 相談及び苦情の対応

相談又は苦情が発生した場合は、原則として管理者が対応する。

管理者が対応出来ない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

(2) 確認事項

相談及び苦情対応者は以下の事項について確認を行う。

- ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名
- ② 提供したサービスの種類とその年月日及び時間
- ③ サービス提供を行った職員の指名(利用者が分る場合)
- ④ 具体的な相談・苦情の内容
- ⑤ その他参考となる事項

(3) 相談及び苦情処理回答期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員は自身の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。

(4) 相談及び苦情処理

概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。

- ① 管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。
 - ・サービスを提供した者からの概要説明
 - ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての健闘
 - ・文章による回答案の検討
- ② 文章により回答を作成し、利用者に対し管理者と経営者が事情説明を直接行った上で、文章を渡す。
- ③ 利用者に渡した文章と同様の文章を居宅介護支援事業者にも渡し、相談・苦情の内容について報告する。
- ④ 市町村や国民健康保険団体連合から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。
- ⑤ 事業所実施マニュアルに改善点を追記し、全職員に周知することで、再発防止を図る。

2 その他参考事項

サービス提供にあたり、業務マニュアルにおいて待遇等についても明確に記し、適宜研修等を実施し、クレームの軽減を図ると共に、利用者とその家族の立場に立ったサービス提供を心掛けるよう全職員に指導する。

相談及び苦情には誠意を持って対応し、苦情に至らない場合でも利用者から相談・要望を受けた場合は、事例検討の検討材料として以降のサービスの向上に努めることとする。

利用者に満足いただけるサービスを提供できるよう、職員の生活環境と健康管理にも十分配慮する。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発防止に向けた対策を講じます。

緊急時における対応方法

- サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、運営規定に定められた緊急時の対応方法にしたがい、速やかに主治医、利用者家族等及び関係機関に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

医療DX推進体制整備への取り組み

- 当事業所は、質の高い訪問看護の提供するために、医療DX推進に取り組んでいます。
 - オンライン請求を行っております。 ※2024年6月分の診療報酬請求より開始
 - ご利用者様及びご家族様の同意のもと、オンライン資格確認システムにより取得した医療情報は事業所の業務管理システムを通じて看護師が閲覧でき、訪問看護計画の作成等に活用します。
 - マイナ保険証の利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い訪問看護を提供できるよう取り組んでいます。
 - 当事業所は厚生労働省が定める書面掲示物については、その都度ホームページに掲載しています。

利 用 料 そ の 他 費 用 （介護保険適用の場合）

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担は、下表の通りとなります。

《 基 本 料 金 》 【 指 定 介 護 予 防 訪 問 看 護 】

取 扱 要 件		基本利用料金	利用者負担金		
			法定代理受領分		
			負担割合:1割	負担割合:2割	負担割合:3割
介護師が行う訪問看護 (准介護師の場合は90%)	20分以上30分未満	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分以上1時間未満	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

《 基 本 料 金 》 【 指 定 訪 問 看 護 】

取 扱 要 件		基本利用料金	利用者負担金		
			法定代理受領分		
			負担割合:1割	負担割合:2割	負担割合:3割
介護師が行う訪問看護 (准介護師の場合は90%)	20分以上30分未満	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分以上1時間未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,125円	2,256円	3,384円

《 基 本 料 金 》 【 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 と 連 携 し て 訪 問 看 護 を 利 用 す る 場 合 】

取 扱 要 件		基本利用料金	利 用 者 負 担 金		
			法定代理受領分		
			負担割合:1割	負担割合:2割	負担割合:3割
指定定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所と連携して訪問看護を利用する場合 (1ヶ月につき)		29,610円	2,961円	5,922円	8,883円
※介護度が要介護1～4の利用者の場合					
	特別な指示(医療保険適用)があった場合	1日につき 970円を減算	97円	194円	291円
要介護5の利用者の場合		37,610円	3,761円	7,522円	11,283円
	特別な指示(医療保険適用)があった場合	1日につき 1,220円を減算	122円	244円	366円

注意事項

- 1) 上記の基本料金は、厚生労働省が告示で定める金額であり、これが改正された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。
- 2) 基本料金が改訂された場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。
- 3) 上記料金は基本料金ですので、ご利用時間やサービスの内容等で加算や減算がございますので、ご契約の際は、きちんと説明を受けてから契約を行って下さい。

《 加 算 及 び 減 算 》 【 訪 問 看 護 ・ 介 護 予 防 訪 問 看 護 共 通 】

以下の要件を満たす場合、基本料金に以下の料金が加算されます。

加 算 ・ 減 算 の 種 類		基本 用料金	利用者負担金		
			法定代理受領分		
			負担割合：1割	負担割合：2割	負担割合：3割
初回加算（Ⅰ）（退院・退所日に初回訪問をした場合）		3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算（Ⅱ）		3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算（退院又は退所につき1回のみ） 特別な管理を必要とする利用者は2回まで		6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時（介護予防）訪問看護加算（Ⅰ）（1月につき）（※）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
特別な管理を必要とする利用者に1時間30分以上の（介護 予防）訪問看護を行った場合の加算（1回につき）（☆）		3,000円	300円	600円	1,800円
2人以上による（介護予防）訪問看護 を行う場合の加算 （1回につき）（☆）	30分未満の場合	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上の場合	4,020円	402円	804円	1,206円
夜間・早朝、深夜加算（1回につき） （☆）	夜間（18時～22時） 早朝（6時～8時）	上記基本利用料に25%加算されます			
	深夜（22時～6時）	上記基本利用料に50%加算されます			
特別管理加算Ⅰ（1月につき）（※）		5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ（1月につき）（※）		2,500円	250円	500円	750円
中山間地域に居住する者へ通常の事業実施地域を越えて サービスを行った場合の加算（1回につき）（※）		上記基本利用料に5%加算されます			
事業所と同一の敷地内若しくは建物に居住する利用者又は 20人以上居住する利用者へのサービス提供減算		上記基本利用料の90%（10%の減算）			
看護・介護職員連携強化加算（1ヶ月に1回限り）		3,000円	300円	600円	900円
ターミナルケア加算（※）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
看護体制強化加算（Ⅱ）（☆）（1月につき） 厚労大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た 指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者へ指定 訪問看護の提供体制を強化した場合。		2,000円	200円	400円	600円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（☆）（1月につき） 厚労大臣が定める基準に適合し、職員の早期離職を防 止し、看護サービスの質の向上を図っている事業所を 利用する場合。		30円	3円	6円	9円

注）（☆）印の加算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合は
算定しない。また、減算の場合には適用されない。

（※）印の加算は、区分支給限度額の算定対象から除外されます。

利 用 料 そ の 他 費 用 （医療保険適用の場合）

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担は、保険の種類により1割～3割の負担となります。

≪ 基 本 料 金 ≫ 訪問看護基本療養費

医療保険における訪問看護は原則1日1回（1回の訪問は90分まで）、週3回までとなっております。

ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上訪問も可能です。

医療費区分	利用条件	基本料金	利用者負担金		
		（1日1回につき）	1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費 I	週に3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週に4日以上 ※1	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費 II （同一建物居住者への訪問看護） 同一日に2人を訪問した場合	週に3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週に4日以上 ※1	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費 II （同一建物居住者への訪問看護） 同一日に3人以上を訪問した場合	週に3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週に4日以上 ※1	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費 III （在宅療養に備えた試験外泊時）	入院中1回のみ ※2	8,500円	850円	1,700円	2,550円

※1 【表1】【表2】対象者は、4日以降の利用ができる。

※2 【表1】【表2】対象者は、入院中は2回まで利用できる。

※ 医師より「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合は月に1回（【表1】【表2】対象者は月に2回）

指示があった日から14日間を限度として利用できる。

≪ 基 本 料 金 ≫ 計画的な管理の継続に関する費用

医療費区分	利用条件	基本料金	利用者負担金		
		（1日1回のみ）	1 割	2 割	3 割
訪問看護管理療養費 （1回につき）	月の初日の訪問	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	月の2日以降の訪問	3,000円	300円	600円	900円

「訪問看護ステーション みのり」は以下の指定医療機関の認可を受けています。

- ◆ 労災保険指定訪問看護事業者
- ◆ 難病医療費助成指定医療機関
- ◆ 指定小児慢性特定疾病医療機関
- ◆ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
- ◆ 生活保護法指定医療機関

《 加 算 及 び 減 算 》 【 医療保険適用の場合 】

以下の要件を満たす場合、基本料金に以下の料金が加算されます。

加 算 の 種 類	基本利用料金 利用者負担金		加算内容
	料金		
退院時共同指導加算 (1回に限り) 【表1】【表2】に該当する方は2回	料金	8,000 円	入院・入所中の利用者が退院・退所をする際に主治医等より在宅療養上必要な指導を行った結果を文章により提供し、退院・退所後の初回訪問看護を行った際に加算
	1割	800 円	
	2割	1,600 円	
	3割	2,400 円	
特別管理指導加算	料金	2,000 円	【表2】に該当する方と退院時共同指導を受け、初回訪問看護を行った際に加算
	1割	200 円	
	2割	400 円	
	3割	600 円	
退院支援指導加算 (1回につき)	料金	6,000 円	【表1】【表2】に該当する方もしくは特別訪問看護指示書の交付を受けた方が退院した日に訪問看護を利用した場合※90分を超えた場合は緊急時訪問看護加算を追加で算定。
	1割	600 円	
	2割	1,200 円	
	3割	1,800 円	
在宅患者連携指導加算 (月1回に限る)	料金	3,000 円	主治医・歯科医・薬剤師と情報を共有し、療養上必要な指導を行った場合
	1割	300 円	
	2割	600 円	
	3割	900 円	
特別管理加算(重症度の高い方) (月1回に限る)	料金	5,000 円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている方、留置カテーテルを使用している方等が利用した場合 【表2-①】に該当する方
	1割	500 円	
	2割	1,000 円	
	3割	1,500 円	
特別管理加算 (月1回に限る)	料金	2,500 円	在宅酸素療法指導管理・在宅自己導尿管理・在宅自己疼痛管理指導管理等を受けている方が利用した場合 【表2-②】に該当する方
	1割	250 円	
	2割	500 円	
	3割	750 円	
早朝・夜間訪問加算 (1回につき)	料金	2,100 円	利用者からの依頼で早朝・夜間の時間帯に訪問看護を行った場合。 早朝:午前6時～午前8時 夜間:午後6時～午後10時
	1割	210 円	
	2割	420 円	
	3割	630 円	
深夜訪問加算 (1回につき)	料金	4,200 円	利用者からの依頼で深夜の時間帯に訪問看護を行った場合。 深夜:午後10時～午前6時
	1割	420 円	
	2割	840 円	
	3割	1,260 円	
24時間対応体制加算(イ) (1ヶ月につき)	料金	6,800 円	厚生労働省が定める基準を満たし、24時間連絡体制にある場合の加算
	1割	680 円	
	2割	1,360 円	
	3割	2,040 円	
緊急訪問看護加算 (1日につき)	料金	2,650 円	主治医の指示に基づき、緊急に訪問看護を行った場合
	1割	265 円	
	2割	530 円	
	3割	795 円	
長時間訪問看護加算 (週1回を原則とする)※	料金	5,200 円	【表2】に該当する方が90分を超えてサービスを受ける場合 ※15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合は週3回の利用が可能
	1割	520 円	
	2割	1,040 円	
	3割	1,560 円	
乳幼児・幼児加算 (1日につき)	料金	1,500 円	6歳未満の乳幼児及び幼児に訪問看護を行った場合 ※厚生労働大臣が定める条件の該当者
	1割	150 円	
	2割	300 円	
	3割	450 円	

加 算 の 種 類	基本利用料金 利用者負担金		加算内容
	料金		
乳幼児・幼児加算 (1日につき)	1,300 円		6歳未満の乳幼児及び幼児に訪問看護を行った場合 ※厚生労働大臣が定める条件の該当者以外
	1割	130 円	
	2割	260 円	
	3割	390 円	
難病等複数回訪問加算 (1日に2回の場合)	4,500 円		【表1】【表2】に該当する方もしくは特別訪問看護指示書の交付を受けた方が1日に2回の訪問看護を利用した場合
	1割	450 円	
	2割	900 円	
	3割	1350 円	
難病等複数回訪問加算 (1日に3回以上の場合)	8,000 円		【表1】【表2】に該当する方もしくは特別訪問看護指示書の交付を受けた方が1日に3回以上の訪問看護を利用した場合
	1割	800 円	
	2割	1600 円	
	3割	2400 円	
複数名訪問看護加算 (看護師2人が行う場合 週1回に限る)	4,300 円		利用者等の同意のもと【表1】【表2】の対象者が、複数の看護師が訪問看護を行った場合
	1割	430 円	
	2割	860 円	
	3割	1,290 円	
看護情報提供療養費 (月1回に限る)	1,500 円		市町村等のサービスと連携するために、利用者の同意を得て市町村等に情報を提供した場合
	1割	150 円	
	2割	300 円	
	3割	450 円	
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円		在宅で死亡した利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を行った場合。(ケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)
	1割	2,500 円	
	2割	5,000 円	
	3割	7,500 円	

【表1】 厚生労働大臣が定める疾病 (特掲診療料の施設基準等「別表第7」に掲げる疾病等の者)
■ 末期の悪性腫瘍
■ 多発性硬化症
■ 重症筋無力症
■ スモン
■ 筋萎縮性側索硬化症
■ 脊髄小脳変性症
■ ハンチントン病
■ 進行性筋ジストロフィー症
■ パーキンソン病関連疾患
[進行性核上性麻痺、大脳皮質其底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度又はⅢ度のものに限る)]
■ 多系統萎縮症
(線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・トレガー症候群)
■ プリオン病
■ 亜急性硬化性全脳炎
■ ラインゾーム病
■ 副腎白質ジストロフィー症
■ 脊髄性筋萎縮症
■ 球脊髄性筋萎縮症
■ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
■ 後天性免疫不全症候群
■ 頭髄損傷
■ 人工呼吸器を使用している状態

【表2】 厚生労働大臣が定める状態 (特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる疾病等の者)
①
■ 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者
■ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者
■ 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
■ 在宅気管切開患者指導を受けている状態にある者
■ 気管カニューレを使用している状態にある者
■ 留置カテーテルを使用している状態にある者
②
■ 以下のいずれかを受けている状態にある者
■ 在宅自己腹膜灌流指導管理
■ 在宅血液透析指導管理
■ 在宅酸素療法指導管理
■ 在宅中心静脈栄養指導法指導管理
■ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
■ 在宅自己導尿指導管理
■ 在宅人口呼吸器指導管理
■ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
■ 在宅自己疼痛管理指導管理
■ 在宅肺高血圧症患者指導管理
③
■ 人工肛門を設置している状態にある者
④
■ 人工膀胱を設置している状態にある者
⑤
■ 真皮を超える褥瘡状態にある者
⑥
■ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者